

**鉄道の観光利用促進事業委託業務  
企画提案書作成要領**

**1 様式等**

- (1) 企画提案書の様式は任意とします。(別紙様式を参考に作成してください。)
- (2) 用紙の規格は、A4判縦長とします。(A3判用紙の折込は不可。)
- (3) 文章を補完するため、適宜、写真、イラスト等を使用してください。
- (4) 様式に書ききれない場合は、適宜枚数を増やしても構いません。

**2 企画提案書作成上の留意事項**

企画提案書に記載する項目は、次の事項です。

**(1) 会社等概要**

様式に沿って各項目を記載してください。

**(2) 総括責任者及び業務担当者**

総括責任者及び業務担当者は、当該業務を実際に担当する方について知るためのものです。提出後に当該業務を担当できなくなった場合には、プロポーザル選定を取り消すことがありますので、確実に担当できる方の氏名、役職、経験年数、主な実績を記載してください。

**(3) 業務実施体制**

当該業務を実施するに当たっての体制について記載してください。また、連携する外部機関がある場合は、当該機関との関係についても記載してください。

**(4) 過去に実施した本事業と類似する業務実績**

過去に国・地方公共団体又は民間事業者との間で契約・履行した類似・関連業務の実績を記載してください。

**(5) 業務処理スケジュール**

委託業務開始から完了までのスケジュールについて、北海道鉄道活性化協議会や各地域関係者との協議時期を含め、一連の流れが分かるように記載してください。

**(6) 「地域密着型観光列車の運行」に関する事項**

**ア. 「ワークショップの開催」に関する事項**

開催時期、開催回数、開催内容の他、参画者の調整や運営手法等について、基本的な考え方と進め方のイメージを記載してください。また、ワークショップに参加するアドバイザーの経歴や実績等を記載してください。

**イ. 「モニターツアーの実施」に関する事項**

モニターツアー実施の考え方(方針)、実施時期や運行方法、サービス提供に係る地域との調整方法等について、基本的な考え方と進め方のイメージを記載してください。また、参加者の参集方法及び実施後の意見集約方法等について記載してください。

**(7) 「観光利用促進の検討・助言」に関する事項**

各線区への助言方法や、現状分析・課題整理の手法などについて、基本的な考え方と進め方のイメージを記載してください。また、助言等を行うアドバイザーの経歴や実績等を記載してください。

**(8) 「講演会やシンポジウム等への講師派遣」に関する事項**

地域からの様々なテーマの派遣要請に応えられるよう、派遣できる講師についてその経歴や実績等を記載してください。

### (9) 報告書の作成

報告書の編成方針等について、詳細に記載してください。

### (10) 業務処理に要する見積価額

消費税及び地方消費税相当額を含む価額及び積算内訳について、記載してください。

なお、見積金額は、実施期間を令和元年9月上旬から令和2年3月下旬と想定して、算出してください。

## 3 企画提案書の提出

### (1) 企画提案書の提出部数及び方法

#### ア 提出部数 9部

それぞれ別紙様式の表紙をつけてください。企画提案者名は1部のみ記載し、残りの8部には記載しないでください。

企画提案者名を記載しない9部については、表紙の企画提案者の欄及び「1 会社等概要」の「会社名（法人名）」から「従業員数」の欄までを空欄にして、企画提案者が分からないよう提出してください。

また、書類は必ず、ダブルクリップ等で留めてください。（ホチキス不可）

イ 提出期限 令和元年8月19日（月） 17：00（必着）

ウ 提出方法 提出場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）してください。

エ 提出場所 北海道鉄道活性化協議会事務局

（北海道総合政策部交通政策局交通企画課内）

担当：山本

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電話011-231-4111（内線23-815）

011-204-5333（直通）

### (2) その他

ア 電子メールによる提出は認めません。

イ 要求した内容以外の書類、図面等については受理しません。

ウ 選定された企画提案書は返却しません。ただし、選定されなかった企画提案書は、企画提案書の提出時に返却を希望した者に限り返却します。

エ 企画提案書の作成・提出に係る費用は、提出者の負担とします。

## 4 企画提案書に関するヒアリング

プロポーザル審査会においてヒアリングを実施します（ヒアリングの日時、場所は別途通知します）。なお、ヒアリングに参加しない者の企画提案書は無効とします。

## 5 問い合わせ窓口

本事業の企画提案に関する問い合わせ窓口は、3（1）④と同じです。